

第七條

上に違ふる場合は、地方評議会を組織し、当該地方に於ける活動を統へせしむ。  
同一産業に属する組合三個以上あり、組合員總數一千名以上と達し、その場合は、全國的産業別聯合会を組織することを得。

第八條 組合

第八條

産業別組合は同一地方に於ける同一産業の労働者百名以上を以て組織す。

第九條

同一組合は産業別組合と組織し得ざる。雜産業労働者百名以上を以て組織す。

第十條

但し産業別組合が本支店を並置し、或は地方に於ては、産業別組合に組織すべき労働者五名以上を組織し、或は同一組合に編入することを得。産業別組合若しくは合同労働組合に包括すべき産業又は職業の範圍は、全國大会もしくは中央評議会に於て決議し、適宜これを指示するものとする。

第十一條

組合の規約は全國大会に於て決定せられ、且つ「組合規約要綱」に基づき、各加盟組合の大会に於て決定すべきものとする。

但し、中央執行委員会の承認を得るを要す。

第十三條 地方評議会

第十二條

地方評議会を組織する場合は、全國大会もしくは中央評議会に

第十三條

分の承認を得るを要す。  
地方評議会に包括すべき地域は、全國大会もしくは中央評議会に於て決定す。

第十四條

地方評議会の設置は所屬各組合より徴収する地方評議会費をもつて之を充つ。

第十五條

但し地方評議会費の徴収は全國大会に於て決定せる額を絶へることを得。

地方評議会の規約は、全國大会に於て決定せられ、且つ地方評議会規約要綱に基づき、地方評議会大会に於て決定するものとする。

但し、中央評議会委員会の承認を得るを要す。

第十四條 産業別聯合会

第十六條

産業別聯合会を組織する場合は、全國大会もしくは中央評議会委員会の承認を得るを要す。

第十七條

産業別聯合会の経費は所屬各組合より徴収する。産業別聯合会費をもつて之を充つ。

但し、産業別聯合会費の徴収は全國大会に於て決定せる額を超へることを得。

第十八條

産業別聯合会の規約は、地方評議会全國大会に於て決定せられ、